

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁運発第219号
令和2年12月10日
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長
各方面本部長

指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の実施について（通達）

指定自動車教習所（以下「教習所」という。）における学科教習については、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第33条第5項第2号ホに基づき、教習所内の教室等において実施しているところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の推進等社会情勢の変化を踏まえ、一定の方法で行うことによりオンラインで学科教習を行うことができるものとするので、下記のとおり教習所を指導監督する際に誤りのないようにするとともに、教習所から本件に関して、質疑や相談があった場合には、適切に対応されたい。

記

1 基本方針

オンラインによる学科教習（以下「オンライン学科教習」という。）は、当該教習を希望する教習所において行われるものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、対人接触や移動に伴う感染回避の観点のほか、昨今の集中豪雨の発生等によって、教習所が休校又は施設に物的被害が生じた場合においても教習所の態勢、教習生のニーズ等を踏まえ、現行法令の教習制度を前提に教習の水準を維持しつつ、教習所の学科教習の実施方法を拡大し、教習生の利便性の向上を図るものである。

なお、教習所にオンライン学科教習を義務付けるものではないことに留意すること。

2 実施方法

(1) オンライン学科教習は、次のいずれかの方式で行われること。

ア ライブ配信方式（情報通信機器を通して、同時かつ双方向に行われるものであって、学科教習を行う教室等以外の場所において行われるものをいう。）

イ 録画配信方式（情報通信機器を通して、学科教習を行う教室等以外の場所において、動画ファイルを再生して行われる教習であって、教習終了後速やかにインターネットその他の適切な方法により、当該教習に出演又は監修した教習指導員による指導及び質疑応答の機会が確保されており、かつ、教習生が継続して教習を受けて

いる状況を確認しうるものをいう。)

- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第3項では、管理者の義務として、教習を教習指導員以外の者に行わせてはならないと規定されていることから、オンライン学科教習であっても、当該教習所において選任された教習指導員に実施させること。

特に、録画配信方式については、オンライン学科教習を行う当該教習所において選任された教習指導員が出演又は監修することのほか、教習終了後において、当該出演又は監修した教習指導員による質疑対応の機会が確保されている必要がある（出演にあたっては、動画ファイルの全編にわたって出演する必要はない。また、複数人で一つの動画ファイルを監修する場合、少なくとも一人は出演する必要がある。）。

- (3) 教習生のなりすまし等を防止するため、個人IDやパスワードその他適切な方法により、教習生の個人識別が行われること。
- (4) 学科教習項目のうち実技訓練を伴う「応急救護処置」等オンラインで学科教習を行うことにより、教習所における学科教習と同等の教習効果が認められない項目については、オンライン学科教習を行わせないこと。
- (5) 府令第33条第5項第2号へに基づき、オンライン学科教習を行う場合であっても学科（二）については、技能教習の基本操作及び基本走行を修了した者でなければ行わせないこと。

3 留意事項

- (1) オンライン学科教習の教習時間、教習方法等についても、「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和2年5月27日付け警察庁丙運発第8号）により指示している事項を遵守させるほか、オンライン学科教習の実施中に通信環境の脆弱による回線の切断等実質教習時間が確保できない教習生については、当該教習を改めて最初から行わせること。
- (2) ライブ配信方式におけるオンライン学科教習の実施可能人数については、教習生の理解、教習効果に配慮して、情報通信機器等に応じて教習生に対する必要な指導、質疑応答等が適切に行うことができるものと認められる人数で実施させ、教習生が過度に多くならないように留意すること。

また、オンライン学科教習を希望する教習生に対しては、教習生個々の教習の進捗状況、理解度等に応じた学科教習を推進するよう指導させること。

- (3) オンライン学科教習を行おうとする教習所に対して、情報通信機器、カメラ、マイク等必要な資機材を整備させること。

また、オンライン学科教習で使用する教習生の情報通信機器を把握させるとともに、教習生に対して、(1)の実質教習時間が確保できない場合は、改めて教習を受ける必要があることなどを事前に説明させること。

- (4) オンライン学科教習を実施した教習生ごとに、当該教習の実施日時、項目のほか、個人IDを入力したログを管理するなどして教習生が継続して教習を受けている状況を確実に把握させること。

また、当該教習を修了したと認められる場合は、「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和2年4月13日付け警察庁丙運発第7号）による教習原簿の学科教習欄にその内容、適宜、漏れのないように反映させるとともに、オンラインで実施したことが区別できるように記載させること。

なお、録画配信方式における教習実施者は、動画ファイルに出演又は監修し、質疑応答を担当した教習指導員とする。

- (5) オンライン学科教習を実施しようとする教習所に対して、あらかじめ教習計画を変更させ、実施方法、オンラインにより実施する教習項目等を把握すること。

なお、当分の間、当該教習所から質疑や相談のほか、オンライン学科教習を実施するために教習計画の変更が行われた場合には、その内容等を警察庁の下記担当に報告すること。